

～職場内での回覧をお願いします～

健診を受けた後の行動こそが大切です！ 健診受診後の協会けんぽの健康サポート

今年度の健診結果はいかがでしたか？健診は受けて終わりではありません。特定保健指導の対象となった場合はぜひご利用ください！！

特定保健指導とは？

健診を受けた結果、「メタボリックシンドローム」のリスクのある40歳から74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア（自己管理）ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士がサポートします。

特定保健指導のお得な3つのポイント

ポイント①

費用は0円

最大約30,000円の利用料を協会けんぽが全額負担します。

ポイント②

プロのサポート

支援レベルによっては、専門知識に基づいたサポートが、定期的に行われます。

ポイント③

オンライン面談

スマートフォンやパソコン等を使って非対面で受けることもできます。場所を選ばず、移動時間も省けます。

特定保健指導には、メタボリックシンドロームのリスクが比較的低い方を対象にした「動機付け支援」と高い方を対象にした「積極的支援」の2種類があります。

特定保健指導のイメージ図

動機付け支援

初回面談

自ら実行

達成状況の確認

積極的支援

初回面談

保健師または栄養管理士等が電話や手紙でサポート

達成状況の確認



加入者・事業主の皆様へのお願い

特定保健指導の対象となった方がいらっしゃる場合は、協会けんぽから事業所様宛にご案内をお送りいたします。特定保健指導のご案内が届いた場合は面談の機会を作っていただきますようお願いいたします。

また、協会けんぽでは、平成30年度から「インセンティブ制度」を導入しています。都道府県ごとに加入者および事業主の皆様の健康づくりに関する取り組みを評価し、2年後の健康保険料率に反映させるものです。5つの評価項目のひとつに、「特定保健指導の実施率」があります。協会けんぽも皆様の取り組みを全力でサポートいたします。ご自身の健康を守るため、健康保険料率を引き下げるため共に取り組んでいきましょう！！

特定保健指導について ☎055-220-7754(保健グループ) インセンティブ制度について ☎055-220-7750(企画総務グループ)



被扶養者資格再確認のお願い

事業主様には、被保険者の方に対して対象の被扶養者の方が健康保険の被扶養者要件を満たしているかをご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入の上、同封の返信用封筒でご提出をお願いいたします。

送付時期 令和5年10月下旬～11月上旬

提出期限 令和5年12月8日(金)

確認の対象となる方 令和5年4月1日において18歳以上の方

確認の結果、扶養解除となる被扶養者がいらっしゃる場合は、被扶養者状況リストに同封されている「被扶養者調書兼異動届」をご記入いただき、解除となる方の保険証の提出を併せてお願いいたします。

【留意事項】

「被扶養者調書兼異動届」を提出された場合、決定通知書を事業主様へ返送するまでに1か月程度お時間をいただくことがございますので、お急ぎの場合は、通常の被扶養者異動届を日本年金機構事務センターへ直接ご提出ください。



問い合わせ先 ☎055-220-7752(業務グループ)

医療費が高額になりそうな時は 「限度額適用認定証」をご利用ください！！

医療機関や薬局で「限度額適用認定証」をご提示いただくと、窓口での支払いを自己負担限度額まで軽減することができます。医療費が高額になりそうな時は、事前に「限度額適用認定申請書」を協会けんぽにご提出ください。

「限度額適用認定証」申請の流れ

「限度額適用認定申請書」を記入し、協会けんぽへご提出ください



申請書にご記入いただいた送付先へ「限度額適用認定証」をお届けします



医療機関受診時等に「保険証」と併せて提示してください



発行までに**1週間程度**かかります。

入院等で医療費が高額になることが見込まれた段階で早めに申請しましょう！！



詳細はこちらをご覧ください

問い合わせ先 ☎055-220-7752(業務グループ)